小値賀町議会第一回定例会　（第三日目）

一、出席議員　十二名

一番	加山雅徳
二番	土川重佳
三番	小辻隆治郎
四番	浦英明
五番	末永一朗
六番	松永勇治
七番	岩坪義光
八番	伊藤忠之
九番	横山弘蔵
十番	立石隆教
十一番	黒崎政美
十二番	近藤一輝

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	山田憲道
助役	三浦清敏
収入役	神川清
教育長	巖充也
総務課長	大黒泰三
住民課長	谷良一
農林課長	中谷功
水産商工課長	筒井英敏
建設課長	中村敏章
税務課長	西村久之
診療所事務長	吉元勝信
空港管理事務所長	平野久之
教育次長	西浩三
農業委員会事務局長	福田等
保育所長	松永一誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

小値賀町議会第一回定例会
平成十六年三月十二日（金曜日）　午前九時三十三分　開　議

第　一　会議録署名議員指名（　末永一朗議員　・　松永勇治議員　）
第　二　議案第二十四号　平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
第　三　議案第二十五号　平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計予算
第　四　議案第二十六号　平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
第　五　議案第二十七号　平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
第　六　議案第二十八号　平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計予算
第　七　議案第二十九号　平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計予算
第　八　議案第三十号　平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
第　九　発議第一号　地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書案
第　十　発議第二号　年金改定に関する意見書案
第十一　発議第三号　総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
第十二　発議第四号　産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
第十三　発議第五号　議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十三分開議

議長（近藤一輝）　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、五番・末永一朗議員、六番・松永勇治議員を指名します。

日程第二、議案第二十四号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷　良一）　おはようございます。

議案第二十四号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、四億五千七十二万七千円でございまして、前年度当初予算額と比較しますと、約二・一％の増額となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

九頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税一億二千三百八十九万六千円を計上。一節・医療給付費分現年課税分で、一億七百九十七万三千円。二節・介護納付金分現年課税分で、一千四百八十二万三千円。三節・医療給付費分滞納繰越分で、百万円。四節・介護納付金分滞納繰越分で、十万円。二目・退職被保険者等国民健康保険税九百二十四万七千円を計上。一節・医療給付費分現年課税分で、八百万二千円。二節・介護納付金分現年課税分で、百二十四万三千円。三節・医療給付費分滞納繰越分で、一千円。四節・介護納付金分滞納繰越分で、一千円を、前年度税収入により見込んでおります。

第二款・使用料及び手数料、一項・手数料、一目・督促手数料一千円は、費目設置でございます。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・事務費負担金、二節・過年度分一千円は、費目設置でございます。二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分一億四千四百八十八万円。一般被保険者に係る保険給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金のそれぞれ約四〇％が交付されるものでございます。二節・過年度分一千円は、費目設置でございます。三目、一節・高額医療費共同事業負担金二百二十七万四千円は、一件当たり七十万円以上の高額医療費に対して交付されるものでございます。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金五千三百九十二万一千円を計上。一節・普通調整交付金として、三千五百三十七万一千円。二節・特別調整交付金として、一千八百五十五万円ですが、特別調整交付金内の八百六十万円は、へき地診療所運営費分として、診療所特別会計に繰出すことになっております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分として二千七百六十三万円。退職被保険者等に係る保険給付費及び老人保健医療費拠出金の相当額から退職被保険者等分国保税医療給付費分を差し引いた額に対して交付されるものでございます。二節・過年度分一千円は、費目設置でございます。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金二百二十七万四千円。これは、第三款・国庫支出金の高額医療費共同事業負担金と同様でございます。

第六款、一項、一目、一節・共同事業交付金九百九万六千円。これも先ほど説明いたしました高額医療費に対するものでございまして、国保連合会より交付されるものでございます。

第七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金十七万一千円。財政調整基金の運用利子でございます。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金二千五百万三千円を計上。一節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）二千万円。これは、低所得者に対する国保税軽減額を、国・県・町で補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。二節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）四百万円。これは、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございまして、一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。三節・職員給与費等繰入金百万円は、歳出の第一款・総務費の一部を一般会計から繰り入れるものでございます。四節・出産育児一時金等繰入金一千円。五節・財政安定化支援事業繰入金で一千円。六節・その他一

般会計繰入金一千円は、費目設置でございます。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金四千百六十四万五千円。平成十六年度は財源不足が予想されますことから、国保の財政調整基金を取り崩して財源を補うものでございます。

第九款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金一千万円。二目・退職被保険者等繰越金一千円。それぞれ前年度からの繰り越しを見込んでおります。

第十款・諸収入、一項、一目、一節・町預金利子一千円は、普通預金利子でございます。二項、一目・雑入一千円。二目・第三者納入金、一節・一般被保険者第三者納入金一千円。二節・退職被保険者等第三者納入金一千円は、それぞれ費目設置でございます。三項・貸付金元利収入、一目・連合会貸付金元利収入、一節・元金四十二万六千円は、歳出の第九款・諸支出金、二目・貸付金の診療報酬支払預託金として国保連合会に預け入れていた分が返還されるものです。二節・利子一千円は、診療報酬支払預託金を預け入れしていた際の利子でございます。

第十一款・連合会支出金、一項、一目、一節・連合会補助金二十五万四千円は、歳出の第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十八節・備品購入費の国保ネットワーク用パソコン導入費の二分の一が補助されるもので、それに伴う新設でございます。

次に、歳出を申し上げます。

十四頁をお開き下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三百九十二万七千円は、事務費でございます。この中の十八節・備品購入費五十万九千円は、歳入・第十一款でご説明申し上げました、国保ネットワーク用パソコン導入費を計上いたしております。二目・連合会負担金九十万円は、国保連合会の負担金で、保険者割八十六万九千三百八十八円、保険者平等割三万円の合計額でございます。二項・徴税費、一目・賦課徴収費十四万四千円は、国保税の納付書用紙代及び封筒印刷代十二万八千円、国民健康保険税振込手数料一万六千円でございます。二目・納税奨励費として、十八万六千円を計上。これは、納税組合長手当十六万五千円と、納税組合運営補助金二万一千円でございます。三項、一目・運営協議会費七万七千円。国民健康保険運営協議会に係る委員報酬一万四千円と、旅費二万四千円、需用費三万九千円でございます。四項、一目・趣旨普及費十四万二千円。チラシ印刷代三万二千円。国保連合会の広報共同事業負担金十一万円でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費で二億八百三十二万円。二目・退職被保険者等療

養給付費で二千六百四十六万円を計上。これは、一般・退職被保険者分のいずれも、医療費の現物給付でございまして、平成十五年度の実績見込みを元に推計いたしております。三目・一般被保険者療養費六十三万円。四目・退職被保険者等療養費四万二千円は、いずれも、コルセット等の現金給付分及び柔道整復師施術の現物給付分でございまして、一般分をコルセット二十件、施術八十五件、退職分を、コルセットゼロ件、施術二十五件と見込んでおります。五目・審査支払手数料七十三万八千円。六目・レセプト電算処理システム手数料一万円については、いずれも決められた単価に年間見込件数を乗じた額を計上しております。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費で二千五百二十万円。二目・退職被保険者等高額療養費で三百三十六万円を計上。いずれも、平成十五年度の高額療養費実績見込額を元に推計いたしております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費三十五万円。二目・退職被保険者等移送費七万円は、いずれも、重病等のため、島外の医療機関に瀬渡船等で移送する際の現金給付分でございまして、佐世保までを一般分五件、退職分一件を見込んでおります。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金百二十万円は、三十万円の四件を見込んで計上。五項・葬祭諸費、一目・葬祭費八十万円は、二万円の四十件を見込んでおります。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金で一億一千三百二十六万五千円。二目・老人保健事務費拠出金で百九十一万円を計上。これらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの拠出金の正式通知が、年度当初となっていることから、過去三年間の老人医療費の動向を元に見込んでおります。

第四款、一項、一目・介護納付金三千二百十三万五千円は、社会保険診療報酬支払基金から納付金額が記されておりますので、その額を計上いたしております。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金九百九万六千円。国保連合会が算出した高額医療共同事業交付金に対する拠出金でございます。

第六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費二十四万二千円。十一節・需用費十四万一千円は、パンフレット代。十三節・委託料十万一千円は、医療費通知の作成委託料でございます。二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費百二十一万三千円の計上は、健康管理センターの維持管理費でございます。二目・保健指導事業費二百九十四万三千円。七節・賃金二百五十三万六千円は、健康管理センター看護師及び事務員の臨時雇賃金。八節・報償費八万五千円は、健康指導講演会講師謝礼と歯科衛生指導謝礼。九節・旅費二万四千円は、講演会講師旅費。十一節・需用費二十九万七千円は、訪

問指導車のガソリン代とコピー消耗品代等。十八節・備品購入費一千円は、費目設置でございます。
第七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金として十七万二千円を計上。これは、歳入・第七款の財政調整基金の運用利子を積み立てるものでございます。
第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、一目・一般被保険者償還金一千円。二目・退職被保険者等償還金一千円は、いずれも費目設置でございます。二項・貸付金、一目・連合会貸付金四十二万六千円は、国保連合会への診療報酬支払預託金でございまして、平成十四年度の一般分診療報酬月平均の約三%を預け入れるものでございます。三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金で九百六十五万円の計上。これは、歳入の第三款・国庫支出金、財政調整交付金の特別調整交付金のうち、へき地診療所運営費分を診療所特別会計に繰り出すものでございます。
第十款・予備費としまして七百十一万七千円を計上いたしております。
以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第一款・国民健康保険税

九番（横山弘蔵）　横山議員
国民健康保険税の一目ですけども、三節のですね、滞納分、これの今後の見通しについて見解をお願いします。

議長（近藤一輝）　税務課長

税務課長（西村久之）　お答えいたします。
現在、国民健康保険税の滞納繰越分についての督促につきましては、各家庭訪問を行ったり、雇われ業者の事業主にですね、督促と言いますか、給料から差し引いてもらうような方向で順次償還をしてもらっております。
また、ずっと滞納している方につきましてはですね、保険税を納めた時に、その保険証を交付するということで、納めなければ保険証を交付しないというふうな方法を執っておりまして段々と定期的に入っている様子でございます。
完納ということは、まだ難しいと思いますけども、順次その方向で努力していきたいと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　ただ今の、一目の件でお伺いをいたしますが、国保税のですね、納税率は十五年度まだちょっと残っておりますが、十五年度で大体どれ位の率になるでしょうか。　立石議員

議長（近藤一輝）　税務課長

税務課長（西村久之）　詳しい資料が手元にありませんので、後ほど直ぐ連絡したいと思います。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。　住民課長

住民課長（谷　良一）　あくまでも見込みですが、九九・〇五％位を見込んでおります。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・共同事業交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第七款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第八款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第九款・繰　越　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十款・諸　収　入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十一款・連合会支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

八番（伊藤忠之）　一目・一般管理費の中で、十三節・委託料で、レセプト整備委託料、これは十五年度には載っていませんでしたので、ちょっとご説明をお願いします。

伊藤議員

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　これは、十五年度の当初には載せてなかったんですが、補正で計上しております。レセプトを整理するために一人女の方を雇っている分でございまして、昨年度は補正で上げております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・保健事業費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第七款・基金積立金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第九款・諸支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第十款・予備費
十一番（黒崎政美）　担当課長にお尋ねします。
『予備費』とは、どのように理解しておりますか。
議長（近藤一輝）　住民課長
住民課長（谷　良一）　「予備費とはどういうふうに理解しているか」ということでございますが、予算編成時に予測をすることが不可能な支出に対するために設けているものと、思います。
一般会計においては必ず設置すべきということで、特別会計においては任意であると、いうことを理解しております。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
十一番（黒崎政美）　課長の答弁のとおり、自治法の二百七十一条の一項に、一般会計では必ず設けなければならないと、そのただし書きに、設けないことができると、特会の場合は…、そういうふうにおっしゃるとおり書いております。
それの前段の方ですけども、貴方方はそういう解釈、間違いじゃないと思いますけれども、して計上しておると思います。
私が昨日見ていたらですね、特会の全部に入っとるわけです。予備費がですね…、
そいで、一般会計の予備費が一千三百九十五万六千円やったですかね、それに対して特会の予備費合計は一千五百九十四万、まあこいは診療所で五百万そっくりそのまま他の方にもっていかれておりますので、これよりも五百万減りますけれども…、そもそもですね、財政の均衡を阻害しない程度にこれは設けなければ、程度の金額でなければならないと、いうことになっとるわけです。
それと、我々議員が一番心配するところは、一旦予備費として計上されたら、その使用については町長にもう委ねると、

黒崎議員

町長の支出命令によってしか動かしきらんと、いうような代物です。
そういうことで、私は予算超過の支出に充てるため、或いはその予算外の支出に充てるため、使途を特定しないで歳出予算に計上して執行機関にその使用を委ねると、いうことなんですけれども、その額が余りにも色々な調整に使われておると、ということは、数字に端数があるということで、伺いしておるところであります。
私は、前の町長さんの時にも何回か予備費について質問しました。同僚議員である立石議員は予算の時に、「私は予備費をテーマとしてやります」、ということで予算の予備費一日中そういうことをしとったということは、執行部の皆さん方はご記憶があると思います。（笑い声あり）
だから私はですね、予備費が七百十一万七千円も必要なのか、ちゅうことですよ、それ～良かこともあるでしょ、執行部にとっては、五百万も歳入どうしようかちゅう、診療所会計の場合ですよ、今の…、予備費に六百十四万六千円もあるけん、こっから取っとけって…、これは予算の執行前だったから良かったわけです。我々は予算と言うのは単なる見積もりで、それを信用して認めてきたわけですけれども、こういう状況では甚だ困ると…、
まず一番目。
一般会計予算では相当な神経を使って一生懸命やられて予算編成の時には担当課長の中には、予算獲得が出来ずに怒り心頭に達した課長もおるかも知れません。しかし、この特会の予算編成に対して余りにも無関心すぎたんじゃないかと、いうようなことが伺われるわけです。
もう少し、後数年したら、今年の一般会計が三十億二千万です。特会の予算を合せると、ちょっとさっき計算したけど正確な数字がどうか分かりませんけど、二十四億九千万。数年すると、一般会計と七つの特会を合せたとき、逆転すると、いうような状況になってきているわけです。
だから、一般会計予算編成に注ぐ力と同等な力を特会にも必要じゃないかと、いうことを私は感じたわけです。
私は反対討論しようかなあと思て、朝出て来るまで思っとったってすけど、もう町長さんの顔見たら、もうそういうわけもいかんなあと…、だから今からですね、これは仕方がないと、私は賛成で立つか立たんか分からんけど、これには仕方がないから、次年度の予算編成の時から真剣やってほしい、と思います。
町長のご意見を伺います。

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

確かに黒崎議員のご指摘の意味は十二分に解かっているつもりでございます。

今後、特別会計にも真摯に受け止め、そして今後徐々に検討したいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思っております。

議長（近藤一輝）　黒崎議員

十一番（黒崎政美）　出来ればですね、特会は企業会計ですか、これにもっていく自治体が結構増えております。

私も去年ぐらいまではバランスシートだとか、損益計算書だとかちゅうことで勉強して作りかけてみたんですけれども、ちょっとズボラで途中で止めましてね、だから本は持っとります。だから必要であれば差し上げますんで、まあバージョンはちょっと古いそうですけども、協力はいたしたいと思います。

だから、企業会計方式に特会は変えるっちゅうことも視野に入れてやってほしいと、思います。

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

ご無理ごもっともなことでございますので、今後とも前向きに検討するということで、よろしくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

十番（立石隆教）　十二頁のですね、八款の繰入金のところで、お伺いをいたしたいと思います。

一目・財政調整基金繰入金四千百六十四万五千円計上でございますが、一頃、この財政調整金というのは取り崩すべきではない、っていうような指導って言いますか、がございまして、年々、これは基金の方は膨らんで行くっていう状況でありまして、使って良いのではないかっていう議論があったことは覚えております。

そこで、確か二・三年前からだったと思います、二年位前だったと思いますが、その頃からこの基金を取り崩そうということで、なっておりますが、少なくともその時もですね、県の方からですね、色々と助言をされたりとかですね、いうようなことで、なかなか思い通りに行かないっていうようなこともお伺いをしております。

そこで、こういう基金の取り崩しが常態化しますとですね、やっぱりこの基金を創設をした意味合いが薄れてくるってい

う危険性もあります。そこら辺のところで、基金はどれ位積んでおかなければ、それは、とにかくそれ以上に取り崩すっちゅうことはしない、ということが、ある程度我々は関を作っておかなければ、足りない分をこっから持って来ようっていうことが常態化するっていうのは私はちょっと危険だなあと、いう思いをもっております。

その辺のところは、どのようにお考えなのか…、

当然、保険税を設定する中で、近年の町民の状態を考えてですね、今、保険税を大幅にアップするのは厳しいっていう状況から一時的にこの繰入金を取り崩してやろうじゃないかっというような判断があったと思いますが、それが常態化しないためには一つの基準という考え方が必要だと思いますので、その辺のとこ伺っておきます。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　基金の件ですが、幾らまであれば良いのかっていうあれですが、金額にして私は約七千万程度と考えております。

と言うのは、その理由といたしまして、先日、私が国保の会議に行きました折に、県の説明で「保険給付費の三カ年の平均の二五％」、というのが小値賀町では七千万になります。「以上あって…」、あと色々条件があるんですが、先ほど、立石議員が言われましたとおり、保険税を急に上げることが出来ないとか、色々そういうふうな条件が一致したら取り崩しても良いと、いうようになっております。

と言うことで、今回、こういうふうなちょっと金額が大きいですが、取り崩しを行いました。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十四号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第二十四号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第二十五号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　住民課長

住民課長（谷　良一）　議案第二十五号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ五億一千百三十六万二千円を計上。前年度当初予算と比較しまして三千七百六万二千円、七・八％の増額となっております。これは、平成十五年度の医療費実績見込みを元に算出計上いたしております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、一節・現年度分三億四百六十八万円を計上。これは、歳出、第二款の医療費総額の約六〇％が交付されるものでございます。二節・過年度分一千円は、費目設置でございます。二目・審査支払手数料交付金、一節・現年度分百九十五万二千円は、歳出、第二款の審査支払手数料のうち、施術に係る分を除く手数料が全額交付されるものでございます。二節・過年度分一千円は、費目設置でございます。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分一億三千五百四十一万二千円。二節・過年度分一千円。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分三千三百八十五万五千円。二節・過年度分一千円は、いずれも第一款と同様、医療費総額に対して交付されるもので、第二款・国庫支出金は、医療費総額の約二七％、

第三款・県支出金は、医療費総額の約七％となっております。二節・過年度分は、いずれも費目設置でございます。

第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金は、三千四十五万八千円を計上いたしております。

第五款、一項、一目・繰越金五百万円は、前年度からの繰り越しを見込んでおります。

第六款・諸収入、一項・雑入、一目・第三者納付金一千円は、費目設置でございます。

次に、歳出について申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費で百八万七千円を計上。旅費で九万七千円。高額医療費封筒の作成・パンフレット印刷代等の需用費十一万七千円。レセプト点検共同事業等の委託料八十六万七千円。会議負担金として六千円を見込んでおります。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費五億百九十五万円を計上。これは、医療費の現物給付分でございまして、平成十五年度の実績見込みを元に推計いたしております。二目・医療費支給費五百八十五万円は、高額医療費・コルセット・移送費・施術等の現金給付でございまして、平成十五年度の実績見込みを元に推計いたしており、高額医療費六百件、移送費五件、施術百五十件、補装具十五件を見込んでおります。三目・審査支払手数料百九十七万三千円は、レセプトの審査手数料でございまして、決められた単価に年間見込件数を乗じた額を計上いたしております。国保連合会分一万五千件、社保支払基金分二千五百件を見込んでおります。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金一千円。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金一千円は、いずれも費目設置でございます。

第四款・予備費といたしまして五十万円計上いたしております。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・医療諸費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第二十五号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計予算を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第二十五号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二十六号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
住民課長
住民課長（谷　良一）　議案第二十六号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。
予算総額は、歳入歳出それぞれ三億二千二百万円でございまして、前年度当初予算額と比較しますと、約四・五％、一千三百六十五万円の増額となっております。これは、歳出の保険給付費の伸びが主な要因であります。
それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
九頁をお開き下さい。
第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料四千六百二十二万円を計上。算出基礎としましては、保険料算出基準所得五段階における、段階別の被保険者数を、平成十四年の所得状況で推計し、算出しております。
第三款・使用料及び手数料、一項・手数料、一目・総務手数料一千円は、保険料納付証明手数料。二目・督促手数料一千円は、保険料督促手数料分を見込んでおります。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金六千三百四万九千円を計上。これは、後でご説明いたしますが、歳出の第二款で計上しております保険給付費の見込額三億一千五百二十四万八千円に対しまして、国庫負担率の二〇％分を計上いたしております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金二千六百十六万五千円は、保険給付費見込額三億一千五百二十四万八千円に、調整交付金見込率八・三％分を計上しております。四目・保険者機能強化特別対策給付金三十八万八千円は、介護報酬に離島等加算（一五％）が行われている場合に、その影響する費用相当分について、国が一定額を給付するものであります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金三千九百四十万六千円は、保険給付費見込額三億一千五百二十四万八千円に対し、県負担率の、一二・五％分を計上しております。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金一億八十七万九千円は、第二号被保険者（四十歳以上六十四歳以下の被保険者）の負担金分で、保険給付費見込額に対し、交付率三二％分を計上いたしております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金三千九百四十万六千円は、保険給付費総額に対しての町負担金分で、保険給付費見込額三億一千五百二十四万八千円の、一二・五％分を計上しております。二目・その他一般会計繰入金、二節・事務費繰入金四百九十七万八千円は、一般事務費及び要介護認定に係る事務費等の経費分を計上しております。二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金一千円は、費目設置であります。

第九款・諸収入、二項、一目・預金利子一千円は、預金利子分を計上しております。四項・雑入、一目・滞納処分費一千円。二目・第三者納付金一千円。三目・返納金一千円。四目・雑入一千円。

第十一款・寄附金、一項、一目・寄附金一千円の計上は、いずれも費目設置であります。

第十二款・繰越金、一項・繰越金、一目・前年度繰越金百五十万円の計上は、前年度からの繰越金を見込み予算計上しております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二百十四万九千円は、事務費でありまして、九節・旅費九万四千円。十一節・需用費六十七万円。内訳としまして消耗品費七万円、印刷製本費五十万円。これは、国の補助事業で離島等サービス確保対策事業により、町内の各世帯向けに福祉サービス等の啓発を目的とした福祉ガイド用の冊子を作成するため

の経費であります。修繕料十万円は、介護保険システム機器に係る一部の保守点検委託料の廃止に伴う機器の修繕料であります。十二節・役務費で四万五千円を計上。十三節・委託料の百四万八千円は、介護保険システムサポート及び事業状況報告システムに係る機器の保守料であり、十八節・備品購入費の一千円は、費目設置であります。十九節・負担金、補助及び交付金二十九万一千円は、低所得者特別対策事業分に係る費用であります。二項、一目・賦課徴収費三万円は、保険料徴収事務に係る経費であり、十一節・需用費で三万円を計上いたしております。三項、一目・介護認定審査会費百六十九万五千円は、介護認定審査会に係る事務費でありまして、十一節・需用費で三万円。十二節・役務費で四万二千円。十九節・負担金、補助及び交付金で、百六十二万三千円。これは、佐世保市・宇久町・小値賀町の一市二町の介護認定審査会を共同で設置しており、その共同経費分六千六百五十四万一千円に対しての、当町負担金分（二・四四％）を計上いたしております。二目・認定調査等費二百十二万六千円を計上。これは、要介護認定の審査に係る事務費であり、主に、十二節・役務費の主治医意見書作成手数料百十八万二千円と、十三節・委託料の訪問調査委託料七十六万八千円が主なものでございます。五項、一目・計画策定委員会費一万二千円は、介護保険事業計画策定委員会の委員報酬分を計上しております。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費三億三百十四万三千円は、要介護認定により、要介護一以上の被保険者に対し行う保険給付費で、その内容としましては、居宅介護サービス給付費で、一億六百三十二万一千円。施設介護サービス給付費で、一億八千三百六十万一千円。居宅介護福祉用具購入費で、二十七万円。居宅介護住宅改修費で、百八十万円。居宅介護サービス計画給付費で、一千百十五万一千円を見込計上いたしております。二項、一目・支援サービス等諸費九百八十三万円は、要介護認定で要支援と認定された被保険者への保険給付費であります。内容といたしましては、居宅支援サービス給付費で、七百二十万一千円。居宅支援福祉用具購入費で、十万円。居宅支援住宅改修費で、十八万円。居宅支援サービス計画給付費で二百三十四万九千円を、見込み予算計上いたしておりますが、その算定に当っては、平成十二年度から十四年度までの三カ年度の事業実績及び平成十五年度の事業実績見込等を元に推計いたしております。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料三十二万五千円は、介護保険給付費の支払いに係る審査支払処理手数料分を計上しております。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費百九十五万円は、介護サービスを利用した被保険者の自己負担金（一割分）が、著しく高額になった場合に、一定額を超えた分を高額介護サービス費として、支給することになっており、その費用分を見込計上いたしております。

第三款、一項、一目・財政安定化基金拠出金二十九万四千円は、県が設置しております、財政安定化基金への町の拠出分で、平成十五年度から十七年度までの、三カ年分の介護給付費見込額の合計に、拠出率〇・一％を乗じて算出し、そのうち町拠出分の三分の一を予算計上いたしております。

第五款、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金一千円は、介護保険給付費準備基金の利子分を計上しております。

第六款・諸支出金、一項、一目・償還金及び、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、費目設置でございます。

第八款・予備費としまして、四十四万三千円を計上しております。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保　険　料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第九款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十一款・寄　附　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十二款・繰　越　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

九番（横山弘蔵）　横山議員

総務費、第三項のですね、介護認定審査会費、佐世保・宇久と一緒に小値賀町で出来ないことをですね、補ってもらっているわけですけども、この介護の認定の、現在の申請ですね、最初始まった時には結構認定する人がいたと思いますけども、その後の認定者のですね、届け出の推移をお知らせ願いたいと思います。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　お答えいたします。

要介護認定者が、平成十二年度から資料を持っておりますが、百六十件。十三年度が百八十六件。十四年度が百七十四件。十五年度が百八十八件の見込みです。

以上です。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員

同じく、二目・認定調査等費の十二節でございますけども、主治医の意見書作成料百十八万二千円が計上されております。

これの支出相手は田中先生になってますか、診療所になってますか。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　診療所でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・保険給付費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第三款・財政安定化基金拠出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第五款・基金積立金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第六款・諸支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第八款・予備費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
八番（伊藤忠之）　質問と言いますか、質問の時間がありませんでしたので…。
歳出のですね、二款・保険給付費の、一目・介護サービス、それと二項の支援サービスの一目・支援サービス等諸費の中で、先ほど、担当課長から金額の説明は伺いましたけども、要介護の、一～五までありますですね、それの金額は伺いましたけども、対象者は何名ほど…、それと要支援者の対象者数をお願いします。
議長（近藤一輝）　住民課長
住民課長（谷　良一）　平成十五年度で申しますと、要支援十七名、要介護一が五十六名、要介護二が二十三名、要介護三が十三名、要介護四が十八名、要介護五が三十一名、合計百五十八名でございます。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
八番（伊藤忠之）　もう一つ、要支援者の方の、支援サービスの要支援者の対象者数もお願いします。
議長（近藤一輝）　住民課長
住民課長（谷　良一）　先ほど言いましたけども、十七名でございます。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十六号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第二十六号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

―休憩　午前十時四十一分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午前十一時零分―

日程第五、議案第二十七号、平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長（中村敏章）　議案第二十七号、平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、一億九千七百十万円でございまして、前

年度当初予算額と比較しますと、約九千万円の増と、ほぼ倍額としております。
十六年度は、納島地区への海底配水管を計画している訳でございますが、前方納手の海岸から納島間の海底配水管約八百五十メートル、納手から前方分岐点までの陸上部約六百三十メートル、納島地区内の配水管布設替えを約五百メートルとなっております。これに伴う施設整備費の計上によるものでございます。
第二条は、四頁の、第二表「地方債」に示しますように、四千四百万円を起債いたします。
第三条は、流用に関する規定でございます。
それでは、説明書七頁より、予算の概要をご説明いたします。
歳入では、第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料で、前年度並みの六千三十六万円を計上。二項・工事収入では、下水道工事に伴う受託工事収入を二百七十四万円見込計上しております。
第二款・国庫支出金、一項・国庫補助金、一目・衛生費国庫補助金四千四百万円の計上は、小値賀地区統合簡易水道整備事業費補助金の計上でございます。
第四款・繰入金、一項・一般会計繰入金は、四千五百万円の繰入計上でございます。
第五款、一項・繰越金は、前年度繰越見込額百万円の計上でございます。
第六款、一項・町債は、一目・衛生債で、四千四百万円の計上でございますが、簡易水道債・過疎債それぞれ二千二百万円の計上でございます。
歳出では、第一款・総務費、第一項・総務管理費、一目・一般管理費は、三名分の人件費と、各施設の管理費の計上でございますが、七節・賃金はメーター検針補助員及び各地区の浄水場、配水地の草刈人夫賃でございます。八節・報償費は、六島・大島・納島各離島の浄水場維持管理の補助員を離島の方に依頼し、その謝礼を前年並みの百四十五万四千円計上しております。
水道料は、従来、各地区の婦人会のご協力を得ておりましたが、口座振替の導入により、一部の地区では婦人会による配布を止められた地区がありますが、その地区につきましては会長さんを通じて納付書・領収書を配布していただきますので、その費用も含めて一地区当り三千円を計上しております。十一節・需用費は施設の電気料・薬品代・修繕料等で、消耗品費が五百万円ほど増加しておりますが、中村浄水場ＲＯエレメント膜の交換によるものでございます。十二節・役務費の増額

は水道法の改正により、十六年度より水質検査項目の増加による手数料の増加でございます。十三節・委託料で、配管漏水監理業務の委託料で二百二十一万九千円、電気関係及び六島の海水淡水化装置メンテナンス委託料で八十三万四千円等、合わせて三百五十三万円を計上。十五節・工事請負費は老朽化による、中村浄水場の改修工事と、下水道工事に伴う補償工事の計上でございますが、材料支給で下水道工事受注業者との契約を計画しており、支給材料を十六節・原材料費で計上しております。十八節の備品購入費は、庵の山水源のポンプ一台の購入費を計上しております。十九節は説明欄のとおり、水道協会及び五島地区水道事業協議会の負担金と会議負担金九万七千円の計上でございます。二十二節では、例年どおり、下新田地区及び城越開田組合の補償費十万三千円の計上で、三目・消費税は前年と同額の九十万円計上し、第一項・総務管理費総額を五千九百七十一万四千円としております。

第二款、第一項・施設整備費、三目・小値賀地区施設整備費は、小値賀地区統合簡易水道整備事業関係で、旅費・需用費・役務費等、事務費を各節に計上。一項・施設整備費の総額を八千九百万円としております。

第三款、一項・公債費では、昭和五十年度から借り入れております長期償還金の元金三千十一万七千円、利子一千七百五十一万一千円の計上で、一項・公債費の総額四千七百六十二万八千円を計上。

第四款・予備費に七十五万八千円を計上して、平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を、一億九千七百十万円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入　　加山議員

一番（加山雅徳）　二項、一目のですね、工事収入の件で、内訳の方お願いいたします。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

新設工事で約二件、これを一応五万五千円想定しております。それと修理工事、これは六件、これは一万円で想定しております。それと改良工事、これが三万六百円で十件を予定しております。

その他といたしまして、下水道の付設工事に伴いまして配管替えがございますので、その分の収入としまして、これは下水道の方から補償していただく格好になるんですけど、この分を約二百万円見込計上しております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・繰　入　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・繰　越　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・町　　債

六番（松永勇治）　町債の借入れで四千四百万は、起債の種別としては何を予定されておりますか。

議長（近藤一輝）　建 設 課 長

建設課長（中村敏章）　過疎債が五〇％、それと簡易水道債ですね、これを五〇％予定しております。

半分半分でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

一番（加山雅徳）　一項、一目の十二節の役務費の中でですね、先ほどもちょっと説明がありましたが、水質検査手数料について、何か法的に変わったとこがあっての、今度の云々と言う話があったですけど、そこら辺の説明をもう一回お願いし

ます。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

十六年度から水道法の改正がございまして、水質の検査項目が増えております。

クリプト手法検査等がですね、増えております。これで増加額がですね、約二百七十万程度、その分でですね、その検査手数料だけで増えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・施設整備費

一番（加山雅徳）　加山議員

一項、三目の、十五節の工事請負費の中で、先ほど説明がありましたが、陸上については説明がありましたけど、海上についてですね、どういう施工方法でやられるのか、簡単で結構でございますんで、海上の分についてはどうされるのか、そこら辺の説明お願いいたします。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

海上じゃなくて海底送水管でございます。

本島の海岸、これは納手の近くなんですけど、納手の所からですね、納島の神社の右手になりますか、その間でございますけど、延長が八百五十二メートルでございます。それで、管の種類なんですけど、ＰＬＰリング鋼管と言いましてポリエチレンと金属とサンドイッチ工法にした物でございます。

議長（近藤一輝）　加山議員

一番（加山雅徳）　そのＰＬＰ管か何か言われたですけど、それはどっか、そういう耐久性等の実績があっての使用だと思うとですが、ご存知のとおり、あすこの潮の流れが速い中で、耐久性の方はどの位見込まれとっとでしょうか。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　この鋼管の実績はですね、国際的に各海底送水パイプはですね、これをやっておられます。

そして、潮流の問題なんですけど、下が海底がですね、砂地盤だもんですから、一応掘削しまして約七十センチ埋設するように計画しております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・公　債　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

十番（立石隆教）　立石議員

この小値賀地区統合簡易水道整備事業、納島の方の事業でありますが、これの事業によっての給水開始時期はいつ頃を予定しておりますか。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　十六年度の工事でございますので、給水開始は十七年度当初になろうかと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

次に、第三条『歳出予算の流用』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第二十七号、平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第二十七号、平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二十八号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
建設課長（中村敏章）　議案第二十八号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由及びその概要をご説明いたします。
平成十二年度に採択を受けた、笛吹地区の特定環境保全公共下水道事業は、平成十五年度で県の過疎代行分は全て完了しております。当局、地区住民の皆さんのご協力によりまして、予定通り本年四月には町部のほとんどの地域で供用開始を迎えることとなります。
それでは、予算の内容につきましてご説明いたします。
第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、五億一千五百万円でございまして、前年度十五年度当初予算と比較しますと、一億二千万円の減額計上でございます。
第二条は、起債の規定でございまして、第二表「地方債」に示しますとおり、各事業の限度額を合わせて二億一千百三十

万円としております。
第三条は、予算の流用に関する規定でございます。
予算説明書の事項別明細書七頁、歳入よりご説明いたします。
第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では、本年度から供用開始になります笛吹地区分の下水道使用料を見込計上しております。
第二款・国庫支出金、一項・国庫補助金は、特定環境保全公共下水道事業に係る補助対象事業費二億円の五〇％相当額、一億円の計上でございます。
第三款・県支出金、一項・県補助金は、浜津地区での補助対象事業費二億円及び事務費二百万円の五〇％相当額、一億百万円の計上でございます。なお、国の補助金については、公共下水道事業では町に直接交付されますが、農業集落排水事業では県を経由して交付されることになりますので、予算費目が異なりますが、国の補助率は五〇％で両事業とも同率となっております。
第四款・繰入金、一項・一般会計繰入金八千二百八十万円の計上でございますが、県の促進交付金として農集で二千万円、特定環境保全公共下水道事業で二千三百万円、起債の償還元金、利子への交付税算入分三千九百五十万円、合計で約八千二百五十万円が一般会計に受け入れられる予定でありますので、下水道特別会計に繰り戻してもらうことにしております。
第五款、一項・繰越金では、前年度からの繰越見込額四十万円の計上でございます。
第六款・諸収入、一項・雑入一千三百二十万円の計上は、十五年度工事に係る消費税還付金を見込計上しております。
第七款、一項・町債、一目・下水道事業債は、説明欄記載のとおり、農集に係る辺地債二千五百万円、下水道債七千五百四十万円、特環に係る辺地債二千七百七十万円、下水道債八千三百二十万円、合計二億一千百三十万円の計上でございます。
九頁でございます。
歳出では、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費で、職員二名分の人件費で、給料等人件費を各節のとおり計上しております。その他、笛吹地区の竣工式の費用六十万円を、十九節では補助金として各地区の水洗便所改造資金の借入利子を補給するもので、二十五件分十七万八千円計上しております。
また、新規分として四十二件の半年分十四万七千円を見込計上し、一目・一般管理費の合計を一千四百八万八千円として

おります。三目・大島地区管理費は、八節・報償費で処理場日常管理の謝礼として前年並みの年間三十六万円を計上。十一節以降、処理場の管理費を計上。三目・大島地区の漁業集落排水管理費として二百十一万一千円計上。四目は、前方・柳地区の農業集落排水管理費でございますが、前年度当初予算と比較しますと、約百万円の減額計上でございますが、主なものは柳地区の電気料でございます。四目・農業集落排水管理費として三百八十二万九千円計上しております。五目に、今年度より供用を開始する笛吹地区管理費を新設しまして、各節記載のとおり、電気料など維持費二百二万九千円計上して、一款、一項・総務費の総額を二千二百五万七千円としております。

第二款、一項・施設整備費、二目・農業集落排水事業費では、浜津地区に係る旅費・需用費・役務費・事務機器のリース料等、関係事務費を各節のとおり計上、十五節・工事請負費は、浜津地区の補助単独合せて約二・八キロメートル分、二億七百九十五万円計上。二款、一項・施設整備費、三目・公共下水道事業費は、笛吹地区の下水道でございます。十六年度より笛吹町部の供用開始となるわけでございますが、十六年度は船瀬から運動公園までと、中村集落の管路工事が主になります。九節・旅費以下、需用費・役務費・事務機器のリース料等、関係事務費を各節のとおり計上、十五節・工事請負費は、補助単独合せて約二・七キロメートル分、二億一千五十五万円を計上。二十二節・補償費二百万円計上は、水道管の移設補償費でございます。以上、二款、一項・施設整備費の総額を、四億二千五百八十五万円としております。

第三款、一項・公債費で、一目・元金四千三百六十三万八千円の計上は、起債元金償還分の計上で、二目・利子二千三百二万八千円の計上は、七年度以降の長期借入金、辺地債、下水道債、一般公共債に係る利子の計上でございまして、一項・公債費の総額を六千六百六十六万六千円としております。

第四款・予備費に四十二万七千円を計上し、平成十六年度の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を、五億一千五百万円といたしております。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入　　横山議員

九番（横山弘蔵）　第一款・事業収入、第一項・使用料及び手数料のですね、一目。

先ほどの説明で、今回、笛吹地区のですね、使用料を見込まれているとのことでありますが、大体何十パーセントの方がですね、今年からこの下水道をですね、使うかどうか、その辺の見込みを大体の総枠でですね、どの位か、お願いします。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　百八十戸分を見込計上しております。それの六カ月分です、半年分ですね、それを見込計上しております。

まあ百八十戸と言うのは、前方の農集、浜津農集、これが当初年度で約三割程度の見込みがございましたので、笛吹地区もそれにならった感じで三割程度見込計上しております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・繰入金　　松永議員

六番（松永勇治）　繰入金の八千二百八十万ですけれども、これは何か純粋な一般財源でしょうか、それとも何か一般会計で何か受け入れがあったものを加えての、八千二百八十万でしょうか。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

先ほど説明の中であったと思いますけど、ご説明いたします。

純粋な一般財源につきましては、二十九万二千円でございます。残りがですね、県交付金が、浜津が二千万でございます。そして笛吹の公共下水道、これが二千三百万でございます。あとが起債の一般公共債、これは八割還ってきますので…、

それと辺地債、これも同じく八割分です。それと過疎債七割の分ですね、それ全部合せて、その数字になります。
合計額は、約八千二百五十万が一般会計の方に算入されております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・繰　越　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・諸　収　入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第七款・町　　債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

九番（横山弘蔵）　横山議員　八節のですね、報償費、推進委員手当二万円上がっておりますけども、現在、前方地区、柳地区ですね、そして今回笛吹地区と、当初のですね、計画よりは、かなり接続率が悪いように思うのですけども、もう少し造ったからにはですね、しっかり利用していただきたいと思いますので、この辺の取り組みについてどのようにお考えか、お知らせ願います。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　推進委員につきましては、推進委員の手当として二万円計上しておるわけでございますけど、笛吹地区で七名、浜津地区で三名の方、計十名の方の千円分の、二万円の計上でございますけど、推進委員の方には各地区の未接続の方にですね…、

今後の笛吹地区と浜津地区の分にしか推進委員はしていないわけでございますけど、前方地区、柳地区につきましてはですね、宅内業者等とも協議をしまして、営業活動で頑張ってもらうようなことを考えております。

まあ、うちの方ももちろん推進に廻らなくてはいけないんですけど、何分にも経済的な理由もございますので、なかなか

出来ない、思うに任せないということもございます。

議長（近藤一輝）　横山議員

九番（横山弘蔵）　その接続をですね、業者の方も宣伝して廻っているとは聞いておりますけども…、

これを管理する責任においてですね、やっぱり接続率を上げてもらって下水道の持つ環境保全に対するですね、啓蒙運動と言うか、そういうこともやっぱり取り組んでですね、少しでも小値賀の海を綺麗にしようと、

前、漁協の方からも意見書が出されたことがあると思いますけども、やっぱり色んな意味においてしっかりですね、この何十億もかけた設備をですよ、住民のためにやっぱり造ったんですから、ただ接続してどうこうと言うよりも、この下水道をした事業の意味ですね、もうちょっと環境が良くなるとかですね、海が綺麗になって、海の環境も良くなって、魚も住み易くなるとかですね、

それから、家庭から出る生活廃水が如何に海を汚しているかとかですね、一回・二回やってもなかなか頭にはインプットされないと思いますので、この辺のところもですね、予算を取ってしっかり取り組んでほしい思います。

これは町長に伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

前方住民の方への啓蒙促進ということでございますけれども、担当課と一緒にですね、機会がある毎に参りたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・公　債　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債』について、ご質疑願います。

六番（松永勇治）　この会計ばかりじゃないわけですけれども、地方債でですね、利率が五・〇（％）となっておりますけれども、今現在、借入率は幾らでしょうか、何パーセントでしょうか。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　ちょっと利率が変わっておりますので、後で確認してからお答えいたします。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　先ほどの、利率についてお答えいたします。

二％でございます。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　そうすると、この地方債の、この利率が『五・〇％以内』ということでございますので、少し実情に合ったですね、パーセントに、まあ五％、一〇％にしとけばこれ大丈夫でしょうけれども…、

ちっと合ったですね、『何％以内』と、いうふうに書き替えた方が良いんじゃないかなあと、私はそう考えますが…、

もう私がおる頃から五％のようでございますので…。（笑い声あり）

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

財政の方と相談しながら決めていきたいと考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
次に、第三条『歳出予算の流用』について、ご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第二十八号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第二十八号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第二十九号、平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
水産商工課長（筒井英敏）　議案第二十九号、平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計予算について提案理由をご説明いたします。
本予算の歳入歳出予算総額は、それぞれ六千五百八十万円を計上いたしております。前年度当初予算と比較し、五十万円の減額となっております。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要をご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

歳入の第一款・渡船事業収入、第一項・はまゆう営業収入では、一目・旅客運賃収入三百五十七万七千円計上、一般旅客運賃収入で三百九万九千円、定期旅客運賃収入四十七万八千円を見込んで計上いたしておりますが、前年度と比較いたしますと三十六万四千円、約一一％の減となっております。二目・荷物運賃収入では、六十三万四千円を計上、小荷物運賃収入が微増の傾向にあり五万八千円、約九％の増を見込んで計上しております。三目・郵便物航送収入二百十四万円、四目・雑入で百二十六万九千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第二項・さいかい営業収入では、一目・旅客運賃収入を八十九万円計上、一般旅客運賃収入で八十万八千円、定期旅客運賃収入八万二千円を見込んで計上いたしております。定期の生徒利用者が一名減となりますが、埋蔵文化財発掘作業が行われる関係で、前年度比較九千円の微減といたしております。二目・荷物運賃収入二十六万八千円、三目・郵便物航送収入五十万円、四目・雑入で百八十五万円を計上いたしました。

次に、第二款・国庫支出金、第一項・国庫補助金で一千八百五十五万六千円、平成十六年度航路損益計算に基づき、前年度比十八万二千円減額で計上いたしました。

第三款・県支出金、第一項・県補助金で一千十一万六千円、平成十六年度航路損益計算に基づき、前年度比十万二千円減額で計上いたしました。

第四款・繰入金、第一項・一般会計繰入金二千三百万円は、渡船事業費の財源不足のため、一般会計から繰り入れにより計上いたしました。

第五款・繰越金は、前年度繰越見込額三百万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

第一款・渡船事業費、第一項・渡船管理費、一目・渡船総務費で一千三百五十五万一千円の計上ですが、職員二名分の人件費が主なもので、前年比二十一万円、一・五％の減でございます。二目・はまゆう運航費は、二千三百二十四万円を計上、船員二名分の人件費一千四百五十万八千円、七節・賃金は、臨時船員賃金百六十二万円、九節・旅費七万円、十一節・需用費六百六万三千円を計上。主なものは、燃料費四百五十九万円、修繕料百十万円、この中で離島待合所の下水道接続を予定

いたしております。十二節・役務費七十六万二千円、十四節・使用料及び賃借料九万七千円、十八節・備品購入費は、費目設置、十九節・負担金、補助及び交付金十一万九千円を計上し、二目の前年比は十五万四千円、〇・七％の減でございます。次に三目・さいかい運航費で一千八百三十九万一千円の計上は、船員二名分の人件費一千五百二万一千円、七節・賃金は、臨時船員賃金百六十万八千円、九節・旅費二万九千円、十一節・需用費八十六万九千円で、主なものは、燃料費の四十七万円、修繕料十五万円でございます。十二節・役務費七十一万七千円、十四節・使用料及び賃借料三万四千円、十八節・備品購入費、費目設置、十九節・負担金、補助及び交付金十一万二千円を計上し、三目の前年比は十五万三千円、〇・八％の減でございます。第一項・渡船管理費の総額を五千五百十八万二千円といたしております。第二項・営業費、一目・郵便物取扱費は、野崎地区が昨年の監査で郵便物取扱いが補助対象外とされましたので、大島外二地区分で百三十四万円を計上いたしました。

第二款・公債費、第一項・公債費でございますが、「第三はまゆう」及び「さいかい」建造に伴う長期償還金元金七百三十九万八千円、同じく長期償還金利子百三十三万円を計上し、公債費総額を八百七十二万八千円といたしました。

第三款・予備費につきましては、五十五万円を計上いたしております。

以上で、提案理由をご説明いたしました。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・渡船事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・繰　入　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・繰　越　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・公　債　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

二番（土川重佳）　歳出の方です。　土川議員

渡船総務費の一項のとこで、十一節です。需用費のば…、修繕料が百十万ありますが、さっき、待合室の下水道に使うということで、それと、この『はまゆう』なんかの修理代とか何とかは内訳はないんですかね、修繕費で…。

議長（近藤一輝）　水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　お答えします。

この百十万円の内訳でございますけども、先ほど申したと思いますが、下水道接続で六十万円を見込んでおりまして、その他、去年が少し大掛かりな修理が出ましたけども、今年については色々修理はあろうかと思いますけども、去年みたいに多額にはならないだろうという推計をいたしまして、修理料五十万円を組んでおります。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

議長（近藤一輝）　次に、第二条『歳出予算の流用』について、ご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第二十九号、平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第二十九号、平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時五十六分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午後一時五分―

日程第八、議案第三十号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
診療所事務長（吉元勝信）　先ほども申し上げましたが、本案件につきまして多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを、

診療所事務長

重ねてお詫び申し上げます。

それでは、議案第三十号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由を説明いたします。

国は近年、医療費の抑制を図るため、様々な医療制度の改革を行っており、今年度も医療費の改訂が行われることになっております。

診療所に関係する主なものといたしましては、薬価の平均四・二％マイナスや、小児科に関する診療報酬の加算及び各種検査判断料の引き上げなどですが、全体的にはプラス・マイナスゼロということになるようでございます。

今年度は、診療所といたしましても独自の予算編成方針を策定し、前段の影響を勘案した診療収入の算出、また、経費としましては経常的な部分の経費節減見直し、医療対策としましてはＣＲ装置配備等を柱とした予算編成を行っております。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を四億二千五百万円とするものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、二千万円、五％の伸びとなります。

第二条は、地方債の規定で、医療機械整備に係る地方債借入れ分で、一千百六十万円といたしております。

第三条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、事項別明細書の九頁より、予算の概要についてご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入で五千八百九十万円を計上いたしております。前年度の診療収入を基本として医療費の改定等を勘案しながら予算を計上しておりますが、増収は難しく、昨年度末額とほぼ同程度と見込んでおります。

入院収入の内容を分析いたしますと、国民健康保険、社会保険、生活保護の患者がそのまま推移する一方、老人保健の患者は療養型病床六床設置の関係上、多少伸びの傾向にあり、一目・国民健康保険診療報酬収入を三百四十万円、二目・社会保険診療報酬収入を百万円、三目・老人保健診療報酬収入を四千万円、四目・一部負担金を六百五十万円、五目・その他の診療報酬収入を百九十万円、六目・標準負担額収入、これは入院に係る給食費でございますが、六百十万円計上いたしました。二項・外来収入では二億九千三百八十万円を計上しておりますが、国民健康保険分と昨年度から一部負担金の割合が改定された関係で、一部負担金が増え、他は一昨年並みで変動はないものと推測され、一目・国民健康保険診療報酬収入を五千四百万円、二目・社会保険診療報酬収入を二千百六十万円、三目・老人保健診療報酬収入を一億五千六百万円、四目・一

部負担金を四千三百二十万円、五目・その他の診療報酬収入を、各種窓口収入分三十九万円の十二カ月分四百六十八万円、生活保護等分三十三万円の十二カ月分三百九十六万円、特老診療分三十一万円掛ける十二カ月分三百七十二万円及び役場健診、施設健診分等六百六十四万円で、合計一千九百万円計上でございます。

二款・使用料及び手数料、一項・使用料で、入院患者の寝具代と医師住宅使用料収入として七十万円計上、二項・手数料で介護保険診断書料、各種診断料などを二百万円計上し、二款・使用料及び手数料を二百七十万円といたしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金で、例年同様、へき地診療所運営費補助金八百六十万円と、今年度新規に医療機械購入事業に係る直営診療所施設整備費補助金分を百五万円計上、二目・一般会計繰入金で、離島医師確保補助金分三百六十万円、辺地債、過疎債、その他各種へき地診療所に係る交付税措置分算入として一千九百二十一万二千円、その他に各種健診や特殊外来等の診療所に係る特別事情財源補填分として一千五百六十三万四千円計上し、四款・繰入金を四千八百九万六千円といたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額八百万円の計上でございます。

六款・諸収入、一項、一目・預金利子では一千円の計上、二項、一目・雑入で、一節・給食収入で入院患者の付添者等の給食収入三十万円を計上、二節・雑入で保険外の医療材料など自費分の雑入として百六十万三千円を計上しております。

七款・町債、一項、一目・町債では一千百六十万円の計上でございます。これは、医療機械器具購入事業に係る辺地債を予定しております。

続きまして歳出では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費で、一節・報酬一万四千円を計上しておりますが、これは診療所運営協議会委員報酬二回分でございます。

人件費につきましては、二名の医師と十四名の職員分を計上しております。現在、医師二名体制確保のために各種の対応を行っておりますので、見越しての予算計上でございます。七節・賃金三百五万三千円は、看護師・厨房・掃除の臨時雇賃金で、今年度から一部委託業務契約に変更したために昨年度より減額になっております。八節・報償費四百八十万八千円は、心臓外来、土・日曜日の当番医の応援医師謝礼を計上しております。九節・旅費は、補助金申請等に係る一般旅費でございます。十一節・需用費で施設の消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等九百二十四万八千円計上で、下水道料が今年度から新たな経費となります。十二節・役務費で、通信運搬費、その他手数料、各種保険料等四百四十九万八千円を計上しており

ます。十三節・委託料は、施設の管理及び各種機器の保守点検や業務委託料として一千八百九十四万八千円の計上で、賃金からの委託業務料組み替えにより、昨年度より増加しております。十四節・使用料及び賃借料は、各種事務機器のリース料と借上料など四百二十万一千円の計上でございます。十八節・備品購入費は、庁用備品代として五十万円計上、十九節・負担金、補助及び交付金は、医師会、各種協議会負担金と心臓・肝臓・泌尿器科・整形外科並びに眼科の専門外来の医師招へい負担金、旅費補助等で四百六十九万五千円を計上し、一項・施設管理費の総額を一億九千六百十七万五千円といたしました。二項、一目・研究研修費の主なものは、九節・旅費で研修等の旅費として六十四万三千円計上、十一節・需用費で、医療関係雑誌等として二十万円を計上し、二項・研究研修費の総額を九十二万三千円とし、各種研修の充実のための措置を執っております。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費では、十一節・需用費で医療機械の修繕料として百万円計上、十八節・備品購入費は、ＣＲ装置一式導入が主なものでございます。

このＣＲ装置は、レントゲンを撮る時に従来のフィルムでなく、ＩＰと呼ばれる記録装置に直接撮影し、読み取り装置によりデジタル化して、モニターで観察・診断するシステムでございます。このＣＲ装置の利点といたしましては、第一に濃度を自動的に調整するために安定した画像が得られる、第二に電子保存、モニター診断が可能である、第三にＸ線被爆の軽減が出来る、第四に画像ネットワーク化による診断能力アップなどが考えられ、さらにはデータの整理が迅速化いたします。

また、県も「離島・へき地医療支援センター」設置に伴い、システム的に「長崎医療センター」及び「上五島病院」などとインターネットを使い、画像の転送を計画中ですので、今後、幅広い活用が出来るのではないかというふうに考えております。二目・医薬品衛生材料費では、十一節・需用費で薬品代一億七千二百八十万円、衛生材料費六百六十万円、検査用試薬代七百二十万円の、計一億八千六百六十万円を計上、十二節・役務費で、ホルター心電計の解析及び外注検査料として六百七十二万六千円を計上しております。三目・寝具費では、十一節・需用費で入院患者のシーツ及びカバー等の消耗品二十万円計上、十八節・備品購入費で寝具購入費として二十万円を計上し、一項・医業費の総額を二億九百七十七万六千円といたしました。二項、一目・給食費では、十一節・需用費で厨房の消耗品費、燃料費、入院患者の給食に係る材料費など四百九十四万円を計上しております。

三款、一項・公債費では、長期借入償還金の元金一千六十二万二千円、利子百四十一万八千円の計上で、一項・公債費の

総額は一千二百四万円でございます。
四款・予備費に百十四万六千円を計上いたしました。これは、各種の軽微な予算変更に対応する主旨であり、医業費の約〇・五％、全体に対しましては、〇・三％相当額を予算化したものであります。
以上によりまして、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算の総額を四億二千五百万円といたしました。
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。
議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第一款・診療収入
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝） 第二款・使用料及び手数料
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝） 第四款・繰入金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝） 第五款・繰越金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝） 第六款・諸収入
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝） 第七款・町債
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝） 歳出に移ります。
第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・医　業　費

九番（横山弘蔵）　横　山　議　員

医業費の一目・医業用機械器具費のですね、購入予定のこの機械ですね、これによってインターネット等を通じて小値賀の患者さんのですね、病気をですね、映像で向こうのお医者さんに診てもらうということでありますけども、そういう向こうの医療機関に協力を願った場合のですね、御礼と言いますか、そういうのはどのような仕組みになっているんですか。

議長（近藤一輝）　診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信）　お答えいたします。

現在、ＣＴにつきましては、遠隔画像診断システムというのが既に働いておりまして、そちらの方で年に二・三回利用しております。これは国立病院長崎医療センターの方に、例えば、脳梗塞とか、そういう部分で診断をお願いしているわけですが、それと同様な取扱いをされるというふうに考えておりますので、そういう手数料とかそういうのは無料だと思います。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

三番（小辻隆治郎）　小　辻　議　員

同じ二款の二目、十一節の医薬材料費ですけども、前年に比べて五百万余りちょっと増えております。増える原因と、そして以前に材料費を落としてと、いう話はあったんですけども、その辺はどう考えておるのか、お伺いします。

議長（近藤一輝）　診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信）　お答えいたします。

この医薬品衛生材料費の五百万程度の伸びでございますが、これは当然、平成十五年度も一緒でございますが、医療費が伸びたために、それに付随しまして薬品代も上がっております。

提案理由でもご説明いたしましたが、今年度につきましても大体平成十五年度並みで推移するのではないかというふうに考えておりますので、その部分で薬品代、その他が五百万程度上がったというような状況になります。

それで、材料費全般でございますが、先月二月に、「薬剤検討委員会」というのを診療所内に設置させていただきました。その中で、薬品代を何とか下げることが出来ないかと、そういうようなことを検討協議に入っておりますので、そこら辺で

幾分材料費につきましても下げることが出来るんじゃないかというふうに判断しております。
因みに、先ほど申しましたように、当然、薬品代につきましては、四・二％の薬価改正がありますので、約八百万程度下がるものというふうに考えております。
それから、「ジェネリック医薬品」と言うのがあるんですが、これが単価が安うございますので、この辺の導入も検討しながら徐々に薬品代についても下げていきたいというふうに思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　先ほどの横山議員の関連でお伺いをしておきますが、今までフィルムに収めていた物がデータとして機械の中に入る、或いはパソコンの中にストックされて行くと、いうことでありますが、その場合の保管の問題、所謂データを護るという意味の保管の問題は大丈夫なのかどうか、それが一点です。
それから、最初の内は大した容量ではないので大丈夫でしょうが、これをずっうと続けて行ってストックして行くということになれば、今の機械、或いはパソコンの容量で大丈夫なのか、別個にサーバー等が必要になるというようなことも予め考えておられるのかどうか、まあ、それは今必要ではないのかも知れませんが、その辺のところをどう考えているか、っていう二点をお伺いします。

議長（近藤一輝）　診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信）　お答えいたします。
先ほど申し上げました、遠隔画像診断システムにつきましては、そういうセキュリティ等を勘案しまして独自のネットワークを張っております。それで外部から侵入し難い最善の方策を、今年の二月から実施しておりまして、同等のシステムで稼動するものと思いますので、そこら辺は大丈夫じゃないかというふうに考えております。
それから、データの保存の容量の件なんですけども、大変申し訳ありませんが、現在そういうのをちょっと把握いたしておりませんが、将来的にそういう容量不足とか、そういうのが生じる可能性もありますので、そこら辺は随時、診療所内の検討委員会の中で研究して行きたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・公　債　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

十番（立石隆教）　先ほどの小辻議員の質問に対する答弁の中で、ジェネリック医薬品の問題等を出しておりましたが、こういうことを導入することによって少しでも節約を出来ると、いうことでありますが、このジェネリック医薬品を導入することにおいての問題点等はないのかどうか、闇雲に「安くせえ・安くせえ」と言うことで、そういうふうに走ってしまっても困ると思いますので、そういう問題点があるならば、ここでちゃんと説明しておいてほしいと思います。

議長（近藤一輝）　診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信）　お答えいたします。

このジェネリック医薬品と申しますのは、後発品というふうに呼ばれております。即ち、新薬が出た数年後までは、そういう特許的なものがありまして同じ製法で作ることが出来ませんが、数年経つと製法を一般公開と言いますか、そういうような形でどこの会社でも作れるようなシステムであります。ですから、こういう薬品を作るようになりますと、研究・研修費に費用がかかりませんので、当然、薬品自体がかなり安くなります。

それで、診療所といたしましても、こういう薬品を入れることによって薬品代の節減にはなるわけでございますが、先ほど立石議員さんが言われましたようにデメリットもあります。

と言いますのは、そういった一流の薬品と言いますか、そういう薬品を使いますと、メーカーの方で色んな、例えば薬剤に関する説明を毎週一回とか月に二回とか、そういうような形で小値賀の方に訪問されます。ですから、そういう情報がジェネリック医薬品を使うことによって少なくなるような恐れがあります。

それと、当然こういうジェネリック医薬品というのを沢山使うようになりますと、問屋さんとか、そういうメーカーの人達が小値賀の方に宿泊しなくなりますので、そういう部分で小値賀に与える影響というのも考えられます。

また、ジェネリック医薬品というのは纏め買いとか、そういう部分がありますので、そういうふうにすると輸送料と言い

ますか、そういう宅配便に係る費用の節減、そういったものも考えられますので、そういった形の影響というのも考えられますので、薬剤対策会議の中では、そういった小値賀町に与える影響というものも一緒に研究しながら対応して行きたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

三番（小辻隆治郎）　今の件ですけども、小値賀町に対する影響、確かにそういうことかも知れません。

しかし、他の大きな病院ではどういう形でやっとるのか、ちょっと解かった限りでよろしいですけども…。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後一時三十三分―

―再開　午後一時三十四分―

議長（近藤一輝）　再開します。

診療所事務長（吉元勝信）　お答えいたします。

国立病院とか、そういう部分に関してもジェネリック医薬品、そういった薬品のある一定の割合での購入が義務付けられているようであります。

それで、このジェネリック医薬品というのは、正式な薬品でありますので、そういう部分では国立病院、公立病院、そういった部分でもかなり使われておりますので、当診療所としても検討する余地はあるんじゃないかというふうに考えております。

それと、町立診療所と言いますか、そういう自治体病院の役割といたしましては、そういった地元との係わり合い、そういったものもやはり勘案しながら運営する必要があるということで、色んな書物の中には、そういうような「自治体病院の役割がある」というふうに明記されておりますので、そこら辺は少し我々としても考えて行かなければいけない、というふうには思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債』について、ご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
次に、第三条『歳出予算の流用』について、ご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第三十号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第三十号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第九、発議第一号、地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書案を議題とします。
本案について趣旨説明を求めます。
岩坪議員
七番（岩坪義光）　小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。
本案につきましては、地方財政計画・地方交付税等の見直しに関し、政府に対して要望するものであります。

政府が進める「三位一体改革」の中で行われた地方交付税と臨時財政対策債の削減は、自治体の予算の編成に大きな影響を及ぼした。

本来、地方分権改革の趣旨に沿った改革は、国の関与を減らし地方に財源を移譲し、地方が地域の実情に沿って、より自主的に地方行政を行うことにあるはずです。

しかし、今回の措置では、地方の財源を大幅に圧縮し、行政の水準を大きく低下させ、結果として地方に行政の選択の道を閉ざすものであります。

よって、地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

十一番（黒崎政美）　私は、地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書案に賛成する者であります。

憲法第九十四条では、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能を有し」と謳い、それを損なわないために地方交付税法は、「その財源の均衡化を図り及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて、地方行政の計画的な運営を保障する」としています。

今回の措置は、憲法及び地方交付税法の精神に反し、「計画的な運営」をさまたげるものです。

また、国が法律等により定めた行政水準を、地方が維持確保していく現在の地方制度を前提とすれば、その財源を保障するのは当然のことと考えます。

黒崎議員

本来、地方分権改革の趣旨に沿った改革は、国の関与を減らし、地方に財源を移譲し、地方が地域の実情に沿って、より自主的に地方行政を行うことにあるはずです。

以上の理由により、地方財政計画・地方交付税等の見直しを強く要望し、本意見書案に賛成いたします。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。

これから、発議第一号、地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、発議第一号、地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第十、発議第二号、年金改定に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

七番（岩坪義光）　小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

岩坪議員

本案につきましては、年金改定に関し、政府に対して要望するものであります。

長引く不況のもと、雇用・生活不安が拡大しています。その上、連続する年金・医療・介護などの給付削減と負担増によって生活が苦しいと感じている人が急増している。

追い討ちをかけるように政府は、保険料の引上げと一層の給付削減の年金改定を打ち出し、その一方で、法律で約束している基礎年金への国庫負担二分の一への増額を先送りしようとしています。

無駄な税金の使い方を改めるとともに、未納者問題を解決することが政府の取り組むべき喫緊の課題であり、財源と称して消費税・年金課税・課税最低限度の引下げ等による安易な増税をすることなく、誰もが安心できる年金制度をはじめとする社会保障制度の拡充を強く要望するものであります。

よって、年金改定に関する本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

十一番（黒崎政美）　私は、年金改定に関する意見書案に賛成します。

黒崎議員

二〇〇四年二月、年金改革・政府改正案が国会に提出され、その内容は「保険料の引上げ」と「給付の引下げ」が柱となっております。

長引く不況の中、このような年金改定では、国民が老後に不安を感じ、未納者問題に拍車をかけることに成りかねません。

政府においては、年金積立金の運用を改善するとともに、その運用に関し透明性を持たせることなど、早急に行うべきだと考えます。

将来に不安を感じさせないような、年金制度をはじめとする社会保障制度の改革を切に望み、意見書案で挙げた五項目の措置が講じられるよう強く要望し、本意見書案に賛成いたします。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。

これから、発議第二号、年金改定に関する意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、発議第二号、年金改定に関する意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長へそれぞれ送付することにいたします。

日程第十一、発議第三号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、発議第四号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十三、発議第五号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十六年小値賀町議会第一回定例会を閉会します。

―午後　一時四十九分　閉会―